

大阪市立清江小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「豊かな心で元気な子、なかまを大切にする子」の育成のために「清江小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組む。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、次の3点をあげる。

- ① 学期に1回アンケートを取って結果を分析し、児童の意識改革に努める。
- ② 児童の日常の様子を細かく観察したり、ICT機器（スクールライフノート、心の天気等）を効果的に活用したりすることにより未然防止や早期発見に努める。
- ③ 家庭・PTA・地域と連携を密にして、児童の実態把握に努める。

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

「いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 学習準備、発言、聞き方等の学習規律を徹底し、どの児童も学習に集中できるようにする。
- ② 人ひとりを大切にした、わかりやすい授業づくりに努める。
- ③ 授業研究会、研修会を計画的に実施し、教員の授業力向上をはかる。

(2) 自己有用感・自己肯定感を高めるために

- ① 学級・学年、学校全体で児童を認め、ほめる指導を充実させる。
- ② 学級ごとに終わりの会や学級活動時に友だちのいいところを発表しあう等、互いを認め合い自己有用感や自己肯定感を高める場をもつ。
- ③ 夢や希望を持ち、自らの目標に向かって努力する態度を育てる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 発達段階に応じて、いじめの構造を理解させるようにし、いじめを許さない・見逃さない学級集団を作る。
- ② 児童の小さな変化も見逃さないよう、教職員のいじめに対する意識を高める。
- ③ 情報モラル教育に取り組み、いじめにつながる誤った情報を見逃さない態度を育てる。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、少しの兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 日常的に休み時間、清掃時間、放課後などの観察や子どものささいな変化に気づくようとする。
- ② 定期的なアンケート調査を行い、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係諸機関と連携し相談体制の充実を図る。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。いじめ事案への対処は、いじめを受けた子どもの「救済」と「尊厳」を最優先しなければならない。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案の発見・通報があれば、学年主任・生活指導部へ報告すると同時に必ず管理職へ報告し、速やかに組織的に対応する。さらに全教職員が情報共有し、問題解決に取り組む。
- ② 被害児童の「救済」と「尊厳」を最優先し、加害児童には保護者も含め毅然とした態度で指導する。
- ③ 生活指導部会・いじめ防止対策委員会で情報の共有化をはかり、教職員が連携して児童の指導にあたる。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ①生活指導部会(定例：月1回)

【構成】生活指導部長・各学年（事例により養護教諭、校長、教頭）

【内容】いじめを含む生活指導上の諸問題について（不登校、虐待疑い、問題行動等）
情報共有し、以降の指導及び支援の方針を決定する。

- ②いじめ防止対策委員会(定例：隔月1回)

【構成】校長・教頭・生活指導部長・人権教育主担・学年主任（事例により養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係諸機関）

【内容】いじめを把握した際にも開催し、組織的な対応を行えるよう、情報共有と以降の指導及び支援の方針を決定する。

(2) 研修会

- 生活指導全体研修会〈5月〉
- 特別支援教育全体研修会〈6月〉
- 在日外国人教育全体研修会〈6月〉

- 区人権教育講演会 〈10月〉
- 区人権教育実践交流会 〈11月〉
- 校内児童理解研修会 〈2月〉
- 生活指導全体研修会 〈3月〉

(3) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや学校だより等による情報発信・啓発を行う。
- ② 必要に応じて、学校協議会へ提案を行う。
- ③ 必要に応じて、地域諸団体との連携をはかる。

(4) 取組内容の検証

- ① P D C Aサイクルを活用したり、「運営に関する計画」と関連付けたりして取組内容を検証する。
- ② アンケート結果を分析し、児童の実態把握に努める。

7. 重大事案への対処

- ◎「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。
- 正確な事実把握に基づき、指導・支援体制を組む。
- いじめられた児童の安全を確保する。
- いじめた児童が自らの行為の責任を自覚できるように指導する。
- いじめの背景に目を向け、解決できるようにする。
- 必要に応じて、所轄の警察署と連携して対応する。
- いじめの背景に目を向け、解決できるよう支援する。

いじめ発見の際の流れ

